

人事行政の運営状況

区の人事行政に関し、公正性・透明性を高めることを目的として、「荒川区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の定数・給与等の状況をお知らせします。

※特に記載のない場合は、平成29年度の状況です
※特別区人事委員会の業務状況は、荒川区ホームページから閲覧できます

【問合せ】 職員課人事係 ☎内線 2 2 3 1

職員数

1 部門別職員数の状況と主な増減理由

(単位：人) 各年4月1日現在

		職員数		対前年増減数	主な増減理由
		29年	30年		
一般行政部門	議 会	11	11		
	総 務	329	331	2	育休代替職員の増等
	税 務	57	56	△1	育休代替職員の減等
	民 生	545	570	25	児童相談所の開設準備・待機児童対策の推進等
	衛 生	232	234	2	2 住宅宿泊事業法施行への対応等
	労 働	3	3		
	商 工	31	34	3	日暮里地域活性化施設開設準備等
	土 木	153	154	1	執行体制の見直し
	小 計	1361(82)	1393(73)	32(△9)	
特別行政部門	教 育	193(12)	193(8)	0(△4)	
公営企業等 会計部門	国民健康 保険事業等	77(2)	81(2)	4(0)	健康保険制度改正への対応等
合 計		1631(96)	1667(83)	36(△13)	

※区長等の特別職および臨時・非常勤職員を除く
※育児休業代替任期付職員、荒川区芸術文化振興財団等への派遣職員を含む
※（ ）は、再任用短時間勤務職員で外数

2 定員の適正化

区では、昭和58年度以降、行財政改革に積極的に取り組み、職員定数の適正化を図っています。今後も引き続き、執行体制や事業のあり方を検討する等、適正な定員管理に努めていきます。

職員の任免

1 職員の新規採用状況

(単位：人)

区 分	行政系	技術系	医療系	幼稚園 教育職員	合 計
採用者数	59	1	3	0	63

2 昇任選考の状況

(単位：人)

区 分	管理職	総括係長	係長	主任主事	技能主任
有資格者	401	53	285	230	43
合格者	4	7	26	40	2

3 障がい者の雇用状況

平成29年6月1日現在

【障がい者数】45人 【実雇用率】2.57%

※障害者の雇用の促進等に関する法律第40条に基づく
厚生労働大臣への「障害者任免状況通報書」から
※法定雇用率は2.30%

4 職員の事由別退職者数

(単位：人)

定年退職	勸奨退職	その他	計
38	6	35	79

職員の勤務時間・分限・懲戒処分

1 職員の勤務時間等

区 分	1 週間の正規の勤務時間	勤務時間	週休日
本庁	38時間45分	午前8時30分～午後5時15分	土・日曜日
交代制勤務 (例・図書館)	4 週を通じ、1 週間につき 平均38時間45分	午前8時30分～午後7時45分	4 週間を通じて8日

※職務の性質・施設の開館日・開館時間帯等により時間差勤務・交代制勤務を行っている職場がある

2 一般職員の年次有給休暇の取得状況

【平均取得日数】13.2日

※「勤務条件等に関する調査」から（対象期間は平成29年4月1日～平成30年3月31日）

3 育児休業・部分休業・配偶者同行休業の取得状況

4 職務専念義務の免除制度

5 職員の分限・懲戒処分

職員の服務

職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないことが地方公務員法に規定されています。この趣旨を具体的に実現するため、「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」、「信用失墜行為の禁止」等、服務上の制約が課されています。

職員の退職管理

職員の研修

公務員として求められる基本的な知識・能力に関する研修や昇任時における職層ごとの研修のほか、職員一人ひとりが、自らのキャリアデザインに基づいて選択して受講する能力開発型研修を実施しています。

▶能力開発研修…プレゼンテーションや折衝力、IT対応能力等、職員個々の必要性に応じた能力開発を行うための研修

▶キャリアデザイン研修…若手・中堅・ベテランそれぞれのキャリアステージの転換期に、自らの役割を再認識し、次のステージで力を発揮するために必要な能力を身に着けるための研修

▶A B C（荒川区職員ビジネスカレッジ）…日常の業務だけでは知ることのできない幅広い分野の教養や価値観を身に付け、広範な視野や柔軟な発想力を養うこと等を目的とした組織内大学

※その他、職場研修、派遣研修等

職員の人事評価

職員自らが設定した目標に向けた取り組み、成果等を評価する評価を実施し、その結果を昇給・勤勉手当の支給率等に反映させています。

職員の福祉及び利益の保護

1 共済制度

地方公務員共済組合法に基づき、共済組合が職員の納付する掛金と地方公共団体の支出する負担金を財源として給付事業等を行うものです。

2 厚生制度

職員の福祉の向上を図ることを目的に、特別区職員互助組合と荒川区職員互助会が、保険事業、相談事業、保養事業、給付・補助事業、貸付事業を行っています。

3 公務災害補償制度

職員が公務上の災害または通勤途上に災害を受けた場合に、その災害によって生じた医療費や休業等を補償する制度です。

【公務災害】4件【通勤災害】5件【計】9件

4 健康診断

職員の安全と健康を確保するために、法律等に基づき、各種の健康診断を行っています。

職員の給与

1 人件費の状況等

▶人件費の状況…人件費とは、一般職員に支給される給与、区長や区議会議員等の特別職に支給される給与・報酬、社会保険料の事業主負担分である共済費等の合計です。

人口 (平成30年4月1日現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費比率 (B／A)
21万4603人	917億3951万1000円	23億1316万6000円	160億7941万円	17.5%

※数値は平成29年度普通会計決算のもの。人口は、区の住民基本台帳人口の合計

▶職員給与費の状況

職員数 (A)	給 与 費			一人当たり給与費 (B／A)	
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
1586人	55億391万円	20億2082万円	25億6581万6000円	100億9054万6000円	636万2261円

※数値は平成29年度普通会計決算のもの。職員手当は退職手当を除く。荒川区芸術文化振興財団等への派遣職員を含む

▶ラスパイレス指数の状況…荒川区のラスパイレス指数は、平成29年4月1日現在98.6（平成24年は99.4）です。

※ラスパイレス指数とは、「地方公務員給与実態調査」および「国家公務員給与実態調査」を基に、荒川区の職員構成が国の職員構成と同じと仮定して、学歴別、経験年数別に平均給料月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の荒川区職員の給与水準を指数で示したものの

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

※平成30年4月1日現在

▶職員の平均年齢、平均給料月額、平均給与月額の状況

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
荒川区	40.3歳	29万9889円	42万1582円
東京都	41.5歳	31万4490円	44万4592円

※平均給与月額は、平均給料月額に諸手当（期末・勤勉手当、退職手当を除く）の平均月額を加えたもの

▶一般行政職の初任給の状況

区 分	荒川区		国
Ⅰ 類（大卒程度）	18万3700円		18万3700円
Ⅲ 類（高卒程度）	14万7100円		14万7100円

▶職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒 26万8500円	31万7148円	36万7164円
技能労務職	高校卒 22万9671円	24万6456円(15～16年)	28万5938円(20～21年)
	高校卒	—	28万8043円(20～22年)

※経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数。（ ）内の年数は、対象者が少ないため、近似的経験年数の者も含めて算出したことを表したものの

▶勤務成績の昇給への反映状況

区 分	職員数 (A)	勤務成績の区分が「特に良好」・「極めて良好」に決定された職員数 (B)	比率 (B／A)
全職種	1667人	454人	27.2%

3 給与の概要

▶給与決定のしくみ

一般職員の給与は、特別区人事委員会が民間企業の給与実態調査等から「職員の給与に関する報告及び勧告」を行い、これに基づき区長が条例の改正案を区議会に提出し、審議・議決を経て決定されます。

区長、区議会議員等の特別職の給料・報酬の額は、荒川区特別職報酬等審議会の答申に基づき、区長が条例の改正案を区議会に提出し、審議・議決を経て決定されます。

▶給与の種類（平成30年4月1日現在）

一般職員の給与は基本給である給料と手当で構成されています。

毎月決まって支給されるもの

- 給料…基本給となるものです。職種や職責の程度により、給料表と級が定められています
- 地域手当…民間における賃金、物価および生計費が高い地域に勤務する職員に支給される手当であり、給料、扶養手当および管理職手当の合計額の20％が支給されています。国家公務員は支給地域に応じ、0～20％が支給されます
※平成29年度決算の1人当たり平均支給月額は5万6593円、総額は11億6469万3000円です
- 扶養手当…扶養親族を有する職員に支給されます
※平成29年度決算の1人当たり平均支給年額は16万473円、総額は9400万8000円です

扶養親族の範囲	配偶者	子	父母等
支給額	1万円	各7500円	各6000円

※16～22歳の子がいる場合「子」について4000円が加算されます
※「子」のうち、「配偶者のない場合の子のうち1人」については経過措置として加算があります- 住居手当…月額2万7000円以上の家賃を支払って住居を借り受けている世帯主等である職員に支給されます（支給額は8300円。各年度において満27歳までの者は1万8700円、満28～満32歳の者は9300円をそれぞれ加算）
※平成29年度決算の一人当たり平均支給年額は5万7799円、総額は5271万3000円です
- 通勤手当…通勤のために交通機関または交通用具を利用する職員に支給されます（一か月当たり支給限度額は5万5000円）
※平成29年度決算の1人当たり平均支給年額は12万8984円、総額は1億7748万2000円です
- その他…初任給調整手当、管理職手当等

勤務実績にの応じて支給されるもの

- 時間外勤務手当…正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給されます
※平成29年度決算の一人当たり平均支給年額は27万3607円、総額は4億931万6000円です
- 特殊勤務手当…著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、その他著しく特殊な勤務に従事した場合に支給される手当です。特殊勤務手当の種類には、特定危険現場手当、保健福祉業務手当、清掃業務従事職員特殊勤務手当があります
※平成29年度決算の総額は1620万7000円です
- その他…休日給等

支給される時期のもの

- 期末・勤勉手当…民間企業のボーナスに相当するもので、年間3回（6・12・3月期）に分けて支給されます

期末手当	勤勉手当	合計	一人当たり平均支給額
2.60月分(1.45)	1.90月分(0.90)	4.50月分(2.35)	153万8675円

※（ ）内は再任用職員に係る支給割合です

- 退職手当…職員が退職した場合に支給されます

区分	普通退職	定年退職
最高限度支給月数	41.25月分	49.55月分
一人当たり平均支給額	262万2192円	2074万7499円

※一人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です

4 特別職の給料・報酬等の状況

平成30年4月1日現在

区 分		月 額	支給時期・支給月数		
区 長	給料	115万円	6月期	1.875月分	
			12月期	1.925月分	
			3月期	0.250月分	
			計	4.050月分	
副区長		92万2000円	6月期	1.875月分	
			12月期	1.925月分	
教育長		83万5000円	3月期	0.250月分	
議 長	報酬	92万2000円	6月期	1.875月分	
			12月期	1.925月分	
副議長		78万9000円	3月期	0.250月分	
			計	4.050月分	
議 員		60万6000円			

区 分

算定方式

区 長	退職手当	給料月額×在職年数×500/100
副区長		給料月額×在職年数×400/100
教育長		給料月額×在職年数×300/100

5 行政委員会の委員等および非常勤の監査委員等の報酬の状況

平成30年4月1日現在

区分	報酬の額（月額）	
教育委員会	教育長職務代理者	25万2000円
	委員	24万円
選挙管理委員会	委員長	28万6000円
	委員長職務代理者	25万2000円
監査委員	委員	24万円
	議員選出委員	14万8000円
	有識見者選出委員	28万6000円

被災地への職員派遣について

区では、東日本大震災における被災地の復旧・復興支援のため、平成29年度末までに延べ194人の職員を派遣しています。平成29年度は若手県金江市に2人を派遣し、1年間にわたって内部管理業務や道路の復旧業務等に従事しました。

特別区人事委員会の業務の状況

1 採用試験

▶実施状況

(単位：人)

採用区分	申込者数	受験者数	最終合格者数		
Ⅰ 類	1万7662	1万4718	3041		
Ⅰ 類(新方式)	452	215	54		
Ⅲ 類	4125	3476	403		
身体障害者を対象とする採用選考	72	63	32		
経験者	2 級職	1246	1024	243	
	3 級職	(主任主事Ⅰ)	894	716	91
		(主任主事Ⅱ)	564	427	15
合 計	2万5015	2万639	3879		

2 管理職選考

▶実施状況

(単位：人、％)

区分	有資格者数 (A)	受験者数 (B)	合格者数 (C)	合格率 (C／B)
Ⅰ 類	1万6735	498	127	25.5
Ⅱ 類	1057	108	55	50.9
合計	1万7792	606	182	30.0

※23区、特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合、東京二十三区清掃一部事務組合の合計。Ⅰ 類…年齢55歳未満で、主任主事以上の在職期間が6年以上の人。Ⅱ 類…年齢47歳以上56歳未満で、総括係長職の在職期間が1年以上の人

勤務条件に関する措置の要求の状況

措置要求とは、職員の労働基本権が一部制限されているため、その代償措置として設けられているもので、給与、勤務時間等に不服がある場合、特別区人事委員会に対し審査等を要求する制度です。平成29年度、荒川区の措置要求はありませんでした。

4 不利益処分に関する審査請求の状況

審査請求は、任命権者が職員の意に反して行った違法、不当、不利益な処分を、簡易・迅速な審査手続きにより救済する制度です。平成29年度、荒川区の審査請求はありませんでした。前年度からの継続案件が4件あり、平成30年度に継続しています。

平成30年度荒川区議会定例会・11月会議が終わりました

平成30年度荒川区議会定例会・11月会議では、一般会計補正予算等の議案11件（議員提出議案1件を含む）が可決されました。可決した議案は次のとおりです。

予 算（1件）

▶平成30年度荒川区一般会計補正予算(第3回)

その他（9件）

- ▶荒川区立荒川老人福祉センターの指定管理者の指定について
- ▶荒川区立南千住中部在宅高齢者通所サービスセンターの指定管理者の指定について
- ▶荒川区立荒川東部在宅高齢者通所サービスセンターの指定管理者の指定について
- ▶荒川区立町屋在宅高齢者通所サービスセンターの指定管理者の指定について
- ▶荒川区立西尾久西部在宅高齢者通所サービスセンターの指定管理者の指定について
- ▶荒川区立東日暮里在宅高齢者通所サービスセンターの指定管理者の指定について
- ▶荒川区立西日暮里在宅高齢者通所サービスセンターの指定管理者の指定について
- ▶荒川区立荒川東部在宅高齢者通所サービスセンターの指定管理者の指定について
- ▶荒川区立尾久生活実習所の指定管理者の指定について
- ▶荒川区立尾久生活実習所分場の指定管理者の指定について

意見書（1件）

▶住民票の除票及び戸籍の附票の除票の保存期間の延長等を求める意見書提出について

指定管理者を決定しました

施設の管理・運営を行う指定管理者のうち、指定期間が平成31年3月31日で終了する8施設について、平成30年度荒川区議会定例会・11月会議の議決を経て、平成31年4月1日からの指定管理者を決定しました。詳細は、お問い合わせください（右表参照）。

施設名	指定管理者	指定期間	問合せ
南千住中部在宅高齢者通所サービスセンター	社会福祉法人カメリア会	平成31年4月1日～平成34年3月31日	福祉推進課 高齢者施設係 ☎内線 2 6 1 8
荒川東部在宅高齢者通所サービスセンター	社会福祉法人荒川区社会福祉協議会	平成31年4月1日～平成32年3月31日	
町屋在宅高齢者通所サービスセンター	社会福祉法人聖風会	平成31年4月1日～平成36年3月31日	
西尾久西部在宅高齢者通所サービスセンター	社会福祉法人荒川区社会福祉協議会	平成31年4月1日～平成32年3月31日	
東日暮里在宅高齢者通所サービスセンター	社会福祉法人東京都福祉事業協会	平成31年4月1日～平成36年3月31日	
西日暮里在宅高齢者通所サービスセンター	社会福祉法人聖風会	平成31年4月1日～平成32年3月31日	
荒川老人福祉センター	社会福祉法人荒川区社会福祉協議会	平成31年4月1日～平成32年3月31日	
尾久生活実習所本所／分場	社会福祉法人荒川区社会福祉協議会	平成31年4月1日～平成36年3月31日	障害者福祉課 庶務係 ☎内線 2 6 8 1